

ふじよしだ

第133号

議会だより

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

新倉山浅間公園 桜まつり

平成28年5月1日 編集・発行 議会だより編集委員会 電話 (22) 0612 富士吉田市議会事務局

平成28年度予算

総額 455億

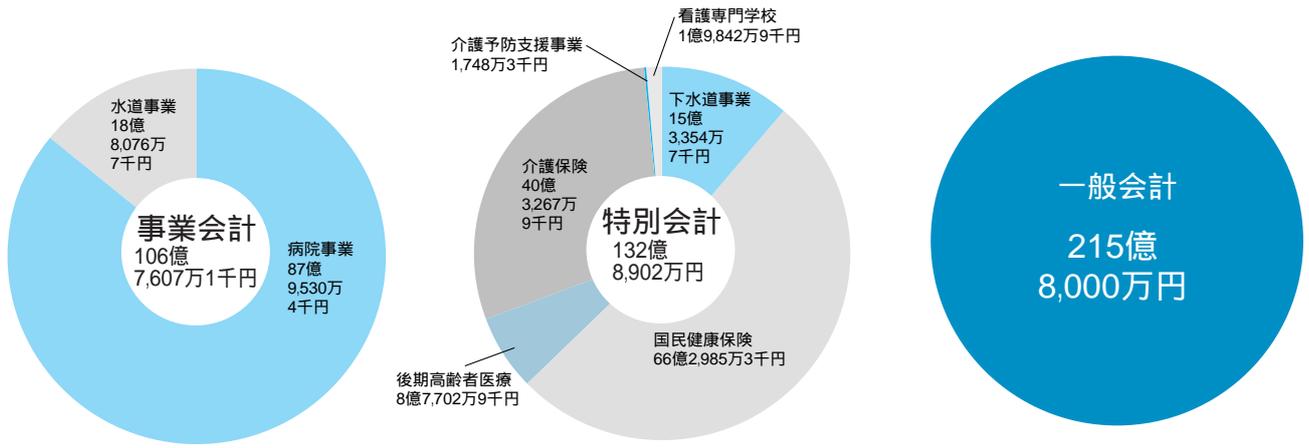
4、509万1千円

平成28年3月定例会は、2月29日開会され、18日間の会期を終えて3月17日に閉会しました。

この定例会では、平成28年度一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、市立病院事業会計予算など9会計予算をはじめ、市議会の議決に付すべき事件に関する条例など条例の制定5件、市職員の勤務時間、休暇等に関する条例など条例の一部改正10件、織物業振興施設富士吉田市立産業会館の設置及び管理に関する条例の廃止1件、市道の認定1件、平成27年度一般会計補正予算など補正予算5件、住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について1件、山梨県市町村総合事務組合規約の変更1件、工事請負変更契約の締結について1件、合計34件の市長提出議案に加え、市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正1件、活火山防災対策の強化を求める意見書1件が議員から提案され、合計36件をすべて可決しました。

また、辞職に伴う富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員及び富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙が行われました。

なお、市政に対する一般質問は、5人の議員が行いました。



日程	内容
2月29日	本会議 会期の決定 議案の提出と説明 議案の委員会付託 (開会)
3月3日	本会議 議案の追加提案・ 委員会付託 市政一般質問
7日 8日 9日	予算特別委員会 付託議案の審査
11日	総務経済委員会 付託議案の審査
14日	文教厚生委員会 付託議案の審査
15日	建設水道委員会 付託議案の審査
17日	本会議 各委員長からの報告 議案の追加提案 (議員提案含む) 各議案の採決 (閉会)

3月定例会 会期日程

議会の動き

人事

富士北麓広域市町村圏 正副議長会議議員合同研修会

1月28日に、富士北麓広域市町村圏正副議長会議主催による議員研修会が富士吉田市民会館3階小ホールにて開催され、江藤俊昭氏を講師に、「議会での質問力の向上について」と題しての講演が開催され、議員としての見聞を広げました。

議員合同研修会

2月4日に、山梨県市議会議長会主催による合同研修会がアピオ甲府にて開催され、花巻市コミュニケーションアドバイザー役重眞喜子氏を講師に、「地域コミュニケーションと行政、平成の合併後の課題」と題しての講演が開催され、議員としての見聞を広げました。



議案審議 報告案件・即決案件の内容

- ・富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員（補欠選挙）
及 川 三 郎（上吉田区域）
- ・富士五湖広域行政事務組合議会議員（補欠選挙）
鈴 木 富 蔵

報告第1号

専決処分報告について

（富士吉田市税条例の一部を改正する条例の一部改正について）

【内容】

平成28年度与党税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の取扱いが見直されたことに伴い、所要の改正を行ったもの。

議案第23号

平成27年度富士吉田市一般会計補正予算（第3号）について

【内容】

歳入歳出からそれぞれ1億4200万円を減額し、総額を201億4028万2千円とするもの。

歳入では、土木費国庫補助金1億360万円、市債2880万円、財政調整基金繰入金960万円を減額するもの。

歳出では、大明見下の水線整備事業費1億4200万円を減額するもの。

また、大明見下の水線整備事業につきまして、継続費の設定年度を平成28年度までの3力年に延長するもの。

議案第35号

工事請負変更契約の締結について（平成26・27年度 防衛関係事業（8条）大明見下の水線改良舗装工事（1工区））

【内容】

河川の締切り方法変更に伴い架設工法、工事搬入路等に増工が生じたため、1513万9440円を増額し、変更契約額2億2649万5440円で、飯田鉄工株式会社と契約しようとするもの

議案第36号

活火山防災対策の強化を求める意見書について

【内容】

議員全員による提案により本市議会から政府に対して、活火山防災対策の充実強化を求める意見書を提出するもの。

編集委員会

- 委員長 勝俣 米治
- 委員 渡辺 利彦
- 副委員長 渡辺 幸寿
- 委員 横山 孝夫
- 委員 勇志 宮下 宗昭

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね6月中を予定しています。

市政一般質問

3月

《抜粋》

秋山 晃一 議員



国保税の軽減について

1回目の質問

全国知事会は、高すぎる保険料という「国民健康保険の構造問題」があるとして公費投入を要求した。その結果、3400億円の公費が投入されることとなり、2015年度には1700億円の保険者支援が実施された。全国知事会が求めたものからすれば不十分ではあるが、そこに至った内容や経過からすれば、保険料負担の軽減あるいはその伸びを抑えることに使われるべきである。

市には保険者支援金としていくらの金額が入ったのか。どのように活用されたのか、全国知事会が求める

1回目の市長答弁

本市に交付される保険者支援金の額は、5149万8千円が交付される予定となっている。

また、保険者支援金の活用状況については、保険料の軽減対象の拡充による減収分への財政支援として活用するものである。

2回目の質問

保険料の軽減対象の拡充とは、2割、5割、7割減額の対象者の拡充のことだと思いが、減額対象となった世帯は国保加入世帯の何%増加したのか。

この軽減は、均等割額と平等割額が対象で所得割額は対象となっていない。2割軽減でも対象は4人家族で所得221万円以下の世帯だ。これは国の制度の減額措置で、市独自の制度ではない。

2015年度は「低所得者対策」として公費が投入され、次年度以降も投入予

定である。法定減額や免除の対象とならない低所得家庭に減額の制度が必要と考えるがいかがか。

また、被保険者数に際して定額を賦課する「均等割」により、子どもが多い世帯ほど国保税の負担が重くなる。「子育て支援への逆行」として18歳以下の子どもの均等割については減額措置を設ける必要があると考え

るがいかがか。

2回目の市長答弁

低所得者世帯には、課税段階において所得に応じた保険料軽減措置を行っており、また、天災等により納税が困難であると認められる世帯等についても減免措置により対応している。市独自の新たな減額制度は考えていない。

次に、18歳以下の子どもの均等割額の減額措置についてであるが、国保制度においては、加入者全てが被保険者となり支え合う仕組みであり、そのための財源として、国保税が賦課されるという考え方であるので、子育て世代のみの軽減は妥当とは言えないものである。

2回目の市民生活部長答弁

減額対象世帯の増加率についてであるが、5割軽減世帯数は7.9%、2割軽減世帯数は11%増加している。

なお、7割軽減世帯については拡充の対象外となっている。

3回目の質問

「均等割」については、「子育て支援への逆行」と国会でもとりあげられ、厚生労働大臣も「子どもの均等割」について「検討」と答弁している。国に「軽減措置の導入」を求めるお考えはないのか。

3回目の市長答弁

国に対して「軽減措置の導入」を求める考えについてはあるが、国民健康保険は国の制度の中で実施しているものである。その制度に基づき対応していく。

子どもの医療費助成の拡大について

1回目の質問

窓口無料化実施の自治体に課せられている国保へのペナルティについても、見直しを検討中であり、年度内にも結論が出されるとされている。国にペナルティの完全廃止を強く求めるべきと考えるが市長の考えはいかがか。

また、子ども医療費の無料化を国の制度とすることについて市長の考えはいかがか。

家計負担の軽減のため医療費助成の対象年齢を18歳まで拡大することが必要であるし、今が実施できる時期ではないかと考えるが、市長の考えはいかがか。

山中湖村に加えて、今年も富士河口湖町も実施することとなった。いずれの自治体も今日の子育て世帯の家計の困難さを考え、負担軽減のひとつとして踏み切ったものだと思う。

子育て応援医療費助成の年齢についての市長の考えをあらためてお聞きする。

1回目の市長答弁

国に対するペナルティについては、医療費の助成制度を導入してから今日に至るまで、国及び山梨県に対して一貫して撤廃を具申ししてきた。

今後においても、他市町村と連携する中で国及び山梨県に対して、ペナルティの撤廃を求めていきたいと考えている。

次に、子ども医療費の無料化を国の制度とすることについてはあるが、国による公費負担制度の確立については、既に山梨県を通じて要望しているが、今後も粘り強く要望していく。

次に、医療費助成を18歳まで拡充することについてはあるが、この事業は、子育て世帯の負担軽減を目的として導入したものであり、対象者は身体の発達面から抵抗力の弱い乳幼児期、義務教育終了までの子どもとした。

今後、中学校3年生までの窓口無料化を堅持していきたいと考えている。

2回目の質問

中学3年生まで医療費助成の枠を拡大した予算は約2千万円と聞いている。16歳から18歳も同じくらいではないか。

子育て世帯の家計への応援として、確実に効果があると考え、市長の見解はいかがか。

2回目の市長答弁

本市の子育て応援医療費助成制度については、16歳から18歳までの子どもを扶養する世帯に対する負担軽減のための予算、及び経済的な支援という観点として実施しているものではなく、先ほど答弁申し上げたとおり、身体の発達面から、抵抗力の弱い乳幼児期、義務教育終了までの子どもへの助成という観点により、助成事業を実施している。

米陸軍ヘリの機体の一部の落下事故について

1回目の質問

2月9日に起きたキャンブ座間所属のUH60ヘリの部品が山中湖村に落下した事故について質問する。

この部品は60cm四方、厚さ4〜5mmのプレキシグラスで、北富士演習場対策協議会が防衛大臣に対して行った要請文にもある通り、一歩間違えば、重大な事故につながる危険性がある事故であり、市民生活の安

にとつて極めて重要な問題である。

私は、2月17日に防衛省地方協力局補償課の職員より説明を受けた。原因究明、再発防止について地元自治体に報告して欲しいと要請をした。わかり次第、地元

に伝えたいと職員は述べていた。

市としても、次のような点で報告を求めていくべきだと考える。

第一に、民有地の山林に落下したとされているが、米軍が回収の際に所有者の了解を得て回収したのか、「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用事故に関するガイドライン」は、今回の事故に適用されるのか。

第二に、落下事故の報告が南関東防衛局に入ったのが、9日の午後3時50分頃。地元自治体に連絡があったのは午後5時30分、このずれはどこから生じたのか。

第三に、演習通報によれば、当日の訓練は、航空機はFA18スーパードホーネット2機が訓練に参加とあるが、UH60ブラックホークについては記載がない。なぜこのヘリが北富士演習場周辺を飛行して、落下事故を起こしたのか、

1回目の市長答弁
所有者の了解についてであるが、具体的な回収の経緯については、現在、南関東防衛局から米軍に対して照会中であるとの報告を受けている。

また、「ガイドライン」の適用については、このガイドラインは、日本国内で合衆国軍隊が使用する施設・区域の外において航空機が墜落し、又は着陸を余儀なくされた際に適用される方針及び手続を定めているものであることから、今回の落下事案には適用されない。

次に、南関東防衛局から地元自治体への連絡時間のずれについてであるが、南関東防衛局からは、「当初は、2月9日15時50分頃に在日米陸軍司令部から、東富士演習場の施設外にキャンプ座間所属の米軍ヘリの窓の一部が落下したとの連絡があり、16時10分頃以降、東富士演習場周辺の関係自治体等に情報提供した。」

その後16時50分頃、キャンプ富士から、落下場所は山中湖村の東富士五湖道路山中湖インターチェンジ付近との連絡を受け、17時26分頃以降、北富士演習場周辺の関係自治体等へ情報提供したところである。」と報告を受けている。

次に、UH60ヘリの飛行目的及び事故原因の説明についてであるが、2月16日に南関東防衛局に対し、詳細情報の迅速な提供と事故原因の徹底的な究明及び再

発防止策を講ずることを米国内に求め、遅滞なく説明することを要請した。

迅速な情報提供と事故原因の徹底究明が図られるよう、国の対応状況を注視し適切に対応していく。

2回目の質問

なぜ、演習通報にないヘリが演習場近くを飛行していたのか。演習場内での訓練とは無関係なのか。

そして、ヘリの飛行は特殊なことではなく、頻繁に行われていることなのか、その点について市民に報告する必要があると考えるがいかがか。

2回目の市長答弁

飛行目的等については、先ほど答弁申し上げたとおり、迅速な情報提供を引き続き米国内に求めるよう国に働きかけ適切に対応していく。

また、提供された情報は内容を把握し、整理した上で、市民の皆様代表である議会へ御報告する。

3回目の質問

なぜ飛んでいたのか、演習場内の訓練とは無関係なのか、この場所を飛行するのは今回だけなのか、などが明らかになることが必要だと考えるがいかがか。

3回目の市長答弁

飛行理由等については、南関東防衛局への要請の際に私は、地元に対し

て遅滞なく説明するよう直接発言した。

現在、国から米国内に対して、これらの点も含め詳細な情報提供を求めているので、情報入手次第、整理して御報告する。

除雪と市民の移動手段の確保について

1回目の質問

1月18日明け方に降った雪は40cmの降雪。地球温暖化を考えれば、この程度の雪は例年想定されるし、都市機能がマヒしない対応が求められる。

病院の周辺の道路の除雪

通学路の除雪、高齢の一人暮らしや世帯や高齢者世帯の援助についてはどのように対応してきたのか、今回の除雪を踏まえて、さらに改良していく施策があったら

人工透析など、定期的に通院を必要としている人が、雪のため移動困難な時に、行政として支援の考えがあるのか、市長の考えをお聞きする。

1回目の市長答弁

まず、病院周辺の道路の除雪については、救急救命の拠点である富士吉田市立病院前の市道は第一優先の路線として除雪を行った。

次に、通学路については、除雪後職員が巡視を行い、危険箇所については更なる

除雪を実施し、狭隘な通学路については、学校関係者及び地域の皆様の御協力をいただく中で対処した。

次に、高齢者等の援助については、高齢者自立支援ヘルパー派遣事業として対応し、また独居高齢者等の状況を判断する中で、市職員が出向くなど臨機応変に対応した。

今後改良する施策及び支援については、より迅速で、丁寧な除雪を行うとともに、自助、共助の連携強化を図り対応していく。

2回目の質問

今回、医療機関の周辺で交通渋滞が起きて、なかなか病院にたどりつけなかったと聞いている。医療を必要とする人の病院到着が遅くなるということがあってはならない。その点で改善を検討すべきところもあると思うがいかがか。

通学路は、車1台が通れる幅の除雪のため、車が交互に通る中、通学してさらにスクールゾーン解除後の時間と登校の時間が重なり、狭い道で車の通る横の通学で接触事故を起こしかねないように見えた。

信号を待つ場所が確保されていなくて、歩道に長く並んで信号を待たなければならなかったということも聞いている。よく聞き取りをして改善していくことが必要ではないかと考えるがいかがか。

除雪機購入への補助を行

い、歩道を除雪できる程度の機械を多くの市民に持っていたら、自治会などに機械を貸与することも必要ではないかと考えるがいかがか。

皆さんから除雪の状況に関する情報をメールなどで伝えていただく窓口の開設逆に市内の除雪作業の状況を知らせることなど、双方の情報の交換が必要かと考えるがいかがか。

2回目の市長答弁

富士吉田市立病院前の市道は第一優先の路線として、また、その他の医療機関周辺の除雪路線は、「より迅速な」、「より丁寧な」除雪を行っていく。

通学路は、除雪後、職員の巡回、危険箇所の除雪を実施し、狭隘な通学路については、今後も学校関係者及び地域の皆様と連携し万全を期して対応していく。

次に、除雪機購入補助等については、今後、共助の推進を図るべく自治会や自主防災会への除雪機の貸与を検討していく。

次に、双方方向の情報伝達での除雪状況の把握についてであるが、市職員によるパトロールの強化で対応し、メール窓口の開設は考えていない。

また、除雪作業の情報発信は必要時に防災無線、ホームページ、CATV及びコミュニティFM等を活用していく。

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね6月中を予定しています。

市政一般質問

3月

《抜粋》

奥脇 和一 議員



総合計画について

1回目の質問

総合計画は、本市が目指す都市像の実現に向けて、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための市政運営の指針であり、堀内市長は、平成19年4月の市長就任後、直ちに新たな総合計画の策定業務に着手され、平成20年3月には現在の第5次総合計画を策定された。この第5次総合計画は、平成20年度から平成29年度までの10年計画であり、この3月で策定から丸8年が経過としていく。

この第5次総合計画を策定してから8年が経過して

している今、総合計画に掲げた本市が目指す都市像の実現について、これまで堀内市政が築き上げてきた実績と照らし合わせてみた場合、堀内市長自身は、どのように評価しているのかお伺いする。

また、第5次総合計画に掲げた本市が目指す都市像の実現に向けて、計画期間の最終局面となる平成28年度からの2年間においては、堀内市長は、どのような考え方で市政運営に取り組んでいくのかお伺いする。

1回目の市長答弁

「本市が目指す都市像の実現における評価」についてであるが、私は、平成19年4月に市長に就任致した。地方分権がまさに実行段階を迎え、地域社会の未来は自らが決め、その責任も自らが負う、自主的で自立的なまちづくりが一層求められる時代であった。

このため、直ちに、それまでの計画を1年前倒しして、新たな総合計画の策定

業務に着手し、平成20年3月に、平成20年度から平成29年度までの10年を計画期間とする、第5次総合計画」を策定した。

私は、これまで、この第5次総合計画に基づき、様々な事業を実施して参りましたが、その推進にあたっては、私が市長選挙でお約束した具体的な政策との整合性を十分にとり取り組んできたところである。

市長就任1期目においては、市全体の公益及び市民福祉の向上を市政運営の基本に掲げ、派閥解消や、要求実現型行政から市民中心主義への移行を図り、市民一人ひとりが、生活の豊かさや心の豊かさを実感できる「富士吉田市づくり」を目標に、福祉や社会基盤など市民生活全てにわたる分野の施策・事業をバランスよく着実に実行してきた。

また、行財政改革をはじめ、国・県・関係機関等への積極的な働きかけによる役割分担や費用負担の軽減を図り、財政の健全化を強力に進めた結果、2期8年間で、県内13市の中でもトップクラスの健全な財政状況となった。

2期目においては、「守る」「拓く」「育む」「創る」「働く」「慈しむ」の6つの具体的な政策を示し、東日本大震災の経験を踏まえ、

それまでの施策を継続しながら、特に市民の誰もが安心して暮らすことができる、安心安全な災害に強いまちづくりに力点を置き、全力で取り組んできた。

3期目においては、これまで市民の皆様、議員各位とともに築き上げた成果を礎として、富士山世界文化遺産や市内各地から望める美しい眺望、歴史や文化、産業、立地特性など本市の魅力や潜在的な力を最大限に活用し、さらなる地域活性化とおもてなしの充実を図っていく。

このように、私はこれまでの市政運営において、市民と行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら協働して、富士山を中心とした本市の自然・歴史・伝統・文化などを活かした、自立的で魅力的な新しいふるさとづくりを進めていくための様々な施策を積極的に行ってきたところであり、自己評価としては、第5次総合計画に掲げた本市が目指す都市像の実現に向けて全身全霊を傾けて取り組んでいるものであると認識している。

次に、「今後2年間での市政運営の考え方」についてであるが、私は、3期目の市長選挙において、「もっとフェストとして」「もっともっと！笑顔あふれるふじ

よしだ！そして、さらなる進化ふじよしだ！」を標榜し、3期目の4年間の経営方針として、「創る」「守る」「育む」「働く」「支え合う」「自律する」という6つの政策を掲げ、「豊かに暮らせる力強いまち、富士吉田」を目指していくことをお約束した。

一方、人口減少の克服と地方の創生が全国の自治体にとって、まさに喫緊の課題となっていることから、その対策として昨年12月に「富士吉田市地域創生総合戦略」を策定したところである。

私は、今後2年間においても、先に述べた政治姿勢を基本とし、併せて、地域創生総合戦略で掲げた実施施策も着実に推進することで、第5次総合計画に掲げた本市が目指す都市像の実現に向け、更に邁進していく。

2回目の質問

堀内市長から、これまでの市政運営においては、第5次総合計画に掲げた、本市が目指す都市像の実現に向けて全身全霊を傾けて取り組んでいるとの御答弁をいただいた。

また、これからの2年間の市政運営においては、第5次総合計画に掲げた本市が目指す都市像の実現に向けて更に邁進していくとの

御答弁をいただいた。是非とも、堀内市長の政治手腕を如何なく発揮するよう御期待申し上げます。

この第5次総合計画は、平成29年度をもって計画期間が満了する。

また、平成28年度当初予算には、第6次総合計画策定委託料が2ヶ年度予算として計上されている。

このことは、堀内市長は、第5次総合計画の策定に引き続き、第6次総合計画をも策定することになり、平成30年度からの10年間の富士吉田市の行政運営の方向性を定めることになる。

言い換えれば、堀内市長は、平成30年度以降、富士吉田市の歩むべき道標を市民から託され、その道標を市民に対して明らかにするという責務を負っていることになる。

堀内市長は、富士吉田市の将来が託される第6次総合計画について、どのような考え方をもちて策定されていくのかお伺いする。

2回目の市長答弁

私は、市長3期目の経営方針として、「創る」「守る」「育む」「働く」「支え合う」「自律する」という6つの政策を掲げ、豊かに暮らせる力強いまち、富士吉田の実現に向けて取り組んでいるところである

一方で、少子高齢化の進展による人口減少は喫緊の課題であり、いかに地方創生を実現していくかが重要となっている。

また、国道138号4車線化の進展、スマートインタージェンジや産業集積エリアの完成、富士山の保全、訪日外国人観光客の増加、リニア中央新幹線の開業、東富士五湖道路と第2東名高速道路との連結、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックなどの世界的なスポーツ大会の開催などにより、本市を取り巻く環境は目まぐるしく変化することが予想される。

私は常々、本市はとて大きなポテンシャルを有していると考えており、こうした環境の変化を敏感に察知しながら、本市の能力を十二分に活用する中で、市民中心主義、安心安全、子育て環境、雇用の確保、地域の創生を経営の基本として、本市がさらに進化するための施策を大胆に進めていく。

第6次総合計画については、今後、総合計画審議会等の議論を経て策定していくものであるが、市民の皆様への負託にこたえるため、これまでの市政運営の実績や現在の第5次総合計画との整合性をも加味して取り組んでいく。

市営住宅について

1 回目の質問

本市の市営住宅については、建築後60年以上を経過しているものも多くあり、それらの建物は老朽化が著しく、耐震性や水周りの設備などの生活上の問題もあり、そこに住む市民の方からは建て替えや改修の相談を何度かされた。

こうした市民の方からの相談や要望については、議員の立場から委員会の場などを通して当局に質問して参ったが、その結果、5年ほど前に市営住宅の建替計画が策定され、まずその手始めに、市営西丸尾団地の建て替え事業が行われたと認識している。

この建替えられた市営西丸尾団地については、ゆったりとした配置や木造低層住宅として整備されたことから大変人気が高く、入居者募集は高倍率の抽選になったと記憶している。

市営西丸尾団地西側には、堀内市長の強い働きかけと山梨県の努力により、昨年3月「市道新倉南線及び吉田河口湖バイパス」が供用開始となったことは記憶に新しいところである。

この道路の完成により、

長い間の懸案であった富士吉田市から富士河口湖町にかけての朝夕の通勤時間帯や観光シーズンを中心とした渋滞緩和、また、大規模災害時の避難ルートとして市民の皆様への安心・安全を支える日常生活に大きな変化をもたらす、車の流れが一変した。

こうした道路環境の変化に伴い、交通利便性が増した市営西丸尾団地への市民の関心はますます高くなり、また、前述のように木造低層住宅ということから高齢者を中心に大変人気のある住宅である。

今年度、建替え事業の完了とともに古い建物を取り壊したことにより、敷地西側に一団の空き地が生じると思いますが、この跡地利用については、市長は所信の中で「若い世代向けの定住促進を目的とした優良宅地の開発を進めていく。」としている。

しかしながら、市営西丸尾団地の入居者募集が高倍率であったことなどの人気に鑑み、市営西丸尾団地の跡地には、若い世代向けの定住促進を目的とした優良宅地化のほか、住宅に困窮する市民向けの市営住宅を整備することも必要ではないか。市長の考えをお伺いする。

1 回目の市長答弁

本市の市営住宅管理戸数については、財政規模が類似する全国の市と比較すると非常に多く、この管理戸数が多くなることに伴い財政を圧迫する傾向があった。

このようなことから、当時960戸ある管理戸数の将来目標値を、10年後の平成32年度には850戸、20年後の平成42年度には750戸と設定するとともに、老朽化した市営住宅の更新

安全で快適な居住環境を長期間にわたって維持・確保するため平成22年度に富士吉田市公営住宅長寿命化計画」を策定した。

なお、市営西丸尾団地は、昭和26年から昭和31年に建設された市内で最も古い市営住宅であり、経年経過に伴う老朽化も著しいことから、この計画の中で早急に建替えすべき住宅として位置付け、平成24年度から平成26年度にかけて、これまで47棟96戸で管理していた住宅を、平屋及び2階建ての長屋10棟67戸に集約して整備した。

一方、敷地西側の跡地利用については、当該地は、小中学校や小児救急医療センターも近く子育て環境が優れていること、新倉河口湖トンネル、市道新倉南線から、甲府方面や忍野・山中湖方面へのアクセス

すが良好であり、月江寺駅にも徒歩圏内であることから、この地理的メリットを十分活かす中で、移住・定住促進を目的とした優良宅地として整備していく。

公営住宅の本来の目的である、住宅に困窮する市民の方向けの市営住宅の整備については、別の場所に対応して参りたいと考えている。

2 回目の質問

市営西丸尾団地の跡地は、市長が答弁されたとおり、私も地理的なメリット等を考えると、移住定住には適した有効な場所であると思う。

このため、整備にあたっては、魅力のある区割りや分譲方法を工夫し、移住・定住に繋がるよう希望する。しかしながら、住宅に困窮する市民向けの市営住宅の整備を行う必要性もある。

市長は、市営住宅が財政に与える影響を考慮すると、計画的な更新が必要であり、住宅に困窮する市民向けの市営住宅の整備については、別の場所に対応すると答弁された。

市内には、まだまだ多くの老朽化した市営住宅が存在する。今後の整備計画について、具体的にお聞かせ願う。

2 回目の市長答弁

今後の市営住宅の整備計画については、平成22年度策定の「富士吉田市公営住宅長寿命化計画」の整備方針に基づき、将来的には市営住宅の全体管理戸数の削減を図っていく中、老朽化した市営住宅を建替えることにより、安全で快適な住宅を供給することを最優先課題とし、計画を進めていくところである。

その「富士吉田市公営住宅長寿命化計画」の整備方針の中で用途廃止と位置付けている老朽化した上吉田地区の市営住宅については、平成31年度を目標に、建替整備することとしている。

そのため、来年度において、諏訪内市内の土地を購入し、建替え計画の基本設計に着手するとともに、同地から国道138号へのアクセスが向上するよう道路整備を進めていく。

また、建替え事業を実施するに当たり、同地区の市営住宅の入居者の皆様に対しても、住民意向調査や住民説明会を行うなど、事業に御理解・御協力をいただくよう努めていく。

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね6月中を予定しています。

市政一般質問

3月

《抜粋》

前田 厚子 議員



学校給食と食物アレルギーについて

1回目の質問

1点目、いよいよ年が明け、新・給食センターの完成も間近になったので、先日建設中の現場に行ってきた。ところが、素人目に見ても夏の完成は難しいのではと感じたが、実際に完成され、新しい給食センターで子ども達への給食が開始されるのは、いつ頃になるか。

2点目、現在の直営から、民間委託に移行するとお聞きしているが、その認識でよろしいか。

また、直営から民間委託に移行した場合のメリット

デメリットをお聞かせ願う。更に、民間委託にした場合の経費の削減はどの程度、見込まれているか。

3点目、現在、給食の食材に関しては、肉・魚と一部のお米以外は、学校給食会から運ばれてくるとお聞きしているが、間違いはないか。この点も運営方法が変わることがあっても変更はないか。

また、新・給食センターになることで最も大きく変わることは、ウエット方式からドライ方式に変わるのとだと思つう。

そうした中で、ドライ方式を待ち望んでいる業者がいる。青果を扱う業者の方々が、子ども達に美味しい果物や野菜を加熱処理をしないで生のまま食べさせてあげたいと常日頃から考えていたよつである。

そこでお聞きするが、肉・魚以外でも地元の食材を使う事は可能になるか。お聞かせ願う。

次に、食物アレルギーに

ついて5点質問する。

1点目、昨年度、文部科学省が監修し発行された「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に「学校給食における食物アレルギー対応指針」としてガイドライン要約版・研修用DVDなどの解りやすい資料を出されているはずだが、学校現場では、この資料等を使用してすでに講習会や勉強会は開催されたか。お聞かせ願う。

2点目、学校ごとに「食物アレルギー対応委員会」は作られているか。

この中には、学校でアナフィラキシーショックが発生した場合の対応方法を解説し症状を和らげるアドレナリン自己注射薬「エピペン」の投与の重要性を解説され研修を促しているが、現在の学校現場ではエピペンの実地研修は、どの程度進んでいるか。お聞かせ願う。

3点目、「学校生活管理指導表」の提出はされているか。その「学校生活管理指導表」は、市独自のもので無く文部科学省のものをお使いか。お聞かせ願う。その理由は、必ず医師の診断を受けて提出しているかという点である。

4点目、本市においても、食物アレルギー専門の医師による講演会を持つべきと

考えるがいかがか。また、食物アレルギー専門の医師による講演会と実際に給食に携わる皆さまにも食物アレルギーに引き合っている方々の研修会を新・給食センターが開始する前にもつて頂きたいと考えるがいかがか。

5点目、プロポーザル方式で、民間委託の業者を選ぶ上で、様々な条件があると思うが、特に食物アレルギーの対応においてどのようにな無事故対策をしているかなどを重点的に入札の条件にしていただきたいと思つうが、いかがか。市の考えをお聞かせ願う。

1回目の教育長答弁
1点目の新給食センターの供用開始時期については、当初、本年9月初旬を予定していたが、建設工事の遅れにより、12月初旬の供用開始を予定している。

2点目の運営方法については、献立作成等を除き、民間委託を予定している。また、民間委託のメリットについては、専門業者のノウハウの活用により、今まで以上に質の高い、安全安心な給食の提供が可能となり、柔軟な勤務体制等による人件費の削減が図れること、また、新給食センターは災害時における食糧供給の拠点施設となることか

ら、24時間の即応体制にも対応可能であること等が挙げられる。

一方、デメリットについては、調理員に対して、直接指示命令ができないことが挙げられるが、詳細な仕様書により、管理体制を構築することで十分カバーできるものと考えている。

なお、経費の削減については、柔軟な人員配置等により、特に人件費の削減が図れ、試算では概ね、年間1千万円の削減が見込まれる。

3点目の食材の購入については、主食の米、パン、牛乳については、安全性や安定供給、価格の観点から公益財団法人学校給食会から購入しているが、地産地消の推進のため、既に地元産の米についても一部使用している。また、その他の食材についても、地元で購入できる食材は、優先的に地元から購入し、地元調達

が難しい食材は、品質や価格等を考慮する中で、業者選定を行い購入しており、今後においても同様にして参りたいと考えている。なお、新給食センターでは、新たに生野菜等の提供が可能となるが、その購入については、地元で調達可能な食材は優先的に地元から購入を行い、また、地産地消を推進するため、地元産野菜等の活用も検討して

参りたいと考えている。

次に、食物アレルギーについてであるが、「学校給食における食物アレルギー対応指針」等のガイドラインを全教職員に配布し、研修用DVDを使用して、学校ごとに校内研究会という形で、定期的に事故防止を目的とした研修会や勉強会を開催している。

2点目の「食物アレルギー対応委員会」については、校長を委員長とした「食物アレルギー対応委員会」を各学校に組織しているが、今後においては、全体意見の集約を図るため、関係者で構成する委員会を設置していく。

また、学校の教職員全員を対象に、自己注射薬「エピペン」の使用法、実技研修、校内保管場所等の研修を定期的に実施している。3点目の学校生活管理指導表については、文部科学省の様式を使用し、必ず医師の診断を受けた上で、提出していただいている。

4点目の食物アレルギー専門の医師による講演会と実際に給食に携わる学校給食関係者への研修会の開催については、講演会、研修会に限らずどのような情報提供が最善なのか、開催等の有無を含め、設置されている「食物アレルギー対応委員会」において、協議検討

に基づき、食物アレルギーに
対応も含め、より質の高い、
安全、安心な給食の提供及
び、災害時の食糧供給拠点
施設としての役割を果たす
ことができる業者を選定し
ていく。

納税緩和制度 について

1 回目の質問

税金滞納時の納税緩和措
置の一つの換価の猶予が、
平成28年4月からは、滞納
者による申請が可能になる。

これは、平成27年度税制
改正に盛り込まれ、今後は
納税者の主体的な権利とし
て認められた形である。

私は、昨年の12月議会の
委員会の時に、この事を是
非市民の皆さまに周知する
ようお願いした。しかし、
この4月から地方税にまで
拡大されるといふ特例を、
広報でも市のホームページ
でも見つけられなかったの
で、ここで何点が質問をさ
せていただく。

1 点目、猶予制度に、徴
収の猶予と換価の猶予があ
るが、この2点について解
りやすく説明をお願いする。
2 点目、今回の税制改正
で大きく変わる点は何のよ
うな点か。

3 点目、この制度の中で
施行された時に、納税者が
滞納した際の延滞金の軽減

や免除の内容はどのような
なるか。

4 点目、納税緩和措置は、
国税に限らず、地方税、国
民健康保険税や社会保険料
についても適用されると聞
いている。そこでお聞きす
るが、本市の国民健康保険
証の有資格者の中で、税金
が滞納していることから一
カ月の短期証もしくは、保
険証の無いただの資格証の
みの方は全体の何%いるか。
お聞かせ願う。

1 回目の市長答弁

まず、1 点目の徴収の猶
予と換価の猶予についてで
あるが、徴収の猶予につい
ては、災害・盗難・病気等、
事業の休廃止・事業上の損
失等の一定の要件に該当す
る場合や、賦課決定等の処
分が遅延した場合など、税
金を一時に納付することが
できないときに税金の納期
を緩和して、1 年以内を基
本とする分割納付を認める
とともに、新たな督促や滞
納処分を行わないという制
度である。

また、換価の猶予につい
ては、滞納となっている税
金を納めようとする誠実な
意思を持っていないがらも、
一時に納付できない事情が
ある場合に、差押財産を公
売して換価するよりも、換
価を猶予した方が滞納税額
を円滑に徴収でき、滞納者

の事業の継続や生活を維持
する上で好ましい場合など、
一定の要件がある場合に
換価を猶予するという制
度である。

次に、2 点目及び3 点目
については、総務部長をし
て答弁いたさせる。

また、4 点目については、
市民生活部長をして答弁い
たさせる。

1 回目の総務部長答弁

2 点目の、今回の税制改
正で大きく変わる点につい
てであるが、徴収の猶予及
び換価の猶予ともに、原則
として担保が必要となつて
いるが、猶予税額が50万円
以下の場合には担保を不要
としているところを、1 0
0 万円以下に緩和される。

換価の猶予は、市長の権
限のみで制度運用している
ところを、新たに「納税者
からの申請」によることも
可能となる。

次に、3 点目の猶予制度
が施行された時に納税者が
滞納した際の延滞金の軽減
や免除の内容についてであ
るが、徴収の猶予における
延滞金については、災害・
盗難・病気等による場合に
は免除し、事業の休廃止・
事業上の損失等や賦課決定
等の処分が遅延した場合に
は軽減を行うこととなつて
いる。

また、換価の猶予におけ

る延滞金については、免除
規定はなく、軽減すること
になっている。

1 回目の市民生活部長答弁

4 点目の、1 カ月の短期
証若しくは資格証のみの方
の数についてはであるが、現
在、国民健康保険証の資格
を有している世帯数は7 6
3 8 世帯である。

その内、短期被保険者証
発行件数は1 0 8 世帯で1
・4 %、資格証明書発行件
数は4 0 1 世帯で5・3 %、
合わせて全体の6・7 %と
なっている。

2 回目の質問

1 点目、平成25年の税制
大綱で平成27年から、今ま
で1 月7・3 %だったも
のが、2・8 %。その後1
カ月を経過したものは14・
3 %だったものが、9・1
%まで下がった。まだまだ
高い延滞金ではあるが、引
き続き改革されたのが、今
回の換価の猶予と徴収の猶
予である。

その制度そのものを滞納
者自身が知らなかったり、
説明不足だったり、充分に
活用されることが緩和制
度の問題点とならないよう
に窓口に来た人のみに伝え
るとあるが、いつ、誰がこ
の制度に係わるか分からな
いので広く周知していただ
きたいと思うがいかがか。

3 点目、納税は市民の当
然の義務であるが、どうに
もならない事態が生じたり
することは、よくあること
だと思ふ。

一昨年の大雪による被害
もその一つだったと思ふ。

また、事業をやむなく廃
止したり休止した時、納税
者やその家族が大きな病気
やけがをした時、親の借金
が突然降りかかるなど、人
生には思わぬ予期せぬ出来
事がある。

実際に、徴収の猶予や換
価の猶予の申請があった場
合は、市はどのように対応
するかと聞かせ願う。

4 点目、本市では、国民
健康保険料を国民健康保険
税として他の税と同様に徴
収しているが、先ほどお聞
きしたように、被保険者の
うち保険証の短期証をもつ
ている人が、1・41%、1
0 8 世帯。保険証を持たな
い人が、5・25%で4 0 1
世帯もあると聞いて本当に
驚いた。

どこの市町村も国民健康
保険証の無い世帯は、大変
に少なく、また、生命の維持
に係ることなので、どん
なに少しでも、国民健康保
険料を払えば、短期証を出
しているとのことであった。
本市においても、そのよ
うな対応をしていただけな
いか市の考えをお聞かせ願
う。

2 回目の総務部長答弁
まず、猶予制度の周知に
ついてであるが、広報等を
通じて市民の皆様へ周知し
ていくが、具体的な対応要
件等については、個別の事
例ごとの判断になることか
ら、納税相談等を通じて対
応していく。

次に、徴収の猶予や換価
の猶予申請の対応について
であるが、申請内容について
法令に基づき十分な審査を
行い、適切に対応していく。

2 回目の市民生活部長答弁

少額納付による短期証の
交付についてはであるが、短
期証及び資格証の交付状況
については、本市は山梨県
内13市と比較した場合7番
目であり、決して前田議員
御認識の短期証及び資格証
の発行数が多い状況ではな
い。

また、「少額納付による
短期証を交付する」という
運用については、滞納税額
や延滞金を増やす大きな要
因となるばかりか、納税者
全体の納税意欲の欠如にも
影響することになる。

このため、短期証の交付
については、「滞納税額を
増やさず一定額を納付する
こと」運用指針に基づき
行っており、「どんなに少
しでも国保税を払えば短期
証を交付する」という運用
は考えてない。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね6月中を予定しています。

市政一般質問

3月

《抜粋》

勝俣 大紀議員



①合計特殊出生率 1.6をめざして

●1回目の質問

本市においては、平成27年12月に発表された人口ピジョンにおいて、平成31年度までに合計特殊出生率を1.6に増加させることを目標に掲げている。この合計特殊出生率を上げるには、国としていろいろな政策を打ち出しているが、なかなか上昇に転じていないのが現状である。

その背景には、男性の育児休業の取得率が非常に低い水準であることが分かった。その理由として、上司に申請できない、所得が減るので生活できないなど今後のことを考えるとなかなか

取得できないというデータがある。

以前、平成26年6月の定例会において、長野県下條村の取り組みについて紹介したが、人口約4千人の村で1.86という数字である内容であった。

具体的な施策として、若者定住促進住宅、高校卒業まで医療費無料化、村営保育所の保育料引き下げ、義務教育の給食費40%補助などが挙げられる。

また、同定例会において、低所得者に対する第2子以降の保育料の無料化について伺ったが、最近県においても、第2子以降の保育料の無料化について、市町村と協議し、実現に向かっていっていると報道されている。やとと実現に向かっていっているのか、非常にうれしい反面、どうやって財源を確保するのか、危惧されるばかりである。

本市における合計特殊出生率は、最新のデータでどれくらいになっているのか、また、今後5年間でこの目標値を達成するために、子育て世代のご家族が定住、

あるいは、現在住んでいるご家族の方が、子どもの数をどれだけ増やせば1.6という数字が達成できるのか、具体的な目標値を示していただけないか。

また、先ほども触れたが、男性の育児休業取得について、どのような考えをもっているのか、お聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

まず、「合計特殊出生率」についてであるが、少子高齢化、人口減少が進む中、いかに人口減少を克服し、地方創生を実現していくのが全国の自治体にとって喫緊の課題となっている。

本市においても、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むため、昨年12月に「地域創生総合戦略」を策定した。現在、その実現に向けて、若い世代をターゲットに4つの基本目標を掲げ、その中の「若い世代の希望をかなえる環境づくりの推進」において、平成31年度までに合計特殊出生率を1.6に増加させることを数値目標としている。

総合戦略で掲げた内容を中心に積極的に施策を推進していくことで、「子育てしたいまちNO.1」を目指していく。

本市における合計特殊出生率並びに目標達成のための数値については、後ほど市民生活部長をして答弁いたさせる。

次に、「男性の育児休業取得」についてであるが、国において、男女ともに仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成24年7月1日から改正育児・介護休業法が施行された。

しかしながら、勝俣議員御指摘のとおり、国全体から見ても男性の育児休業の取得率は、非常に低い状況となっている。

このことから、男性が子育てに参加しやすい環境づくりには、社会全般の意識改革がより必要であると考ええる。

したがって、男性の育児休業取得については、若い世代を中心に法律の制定趣旨や制度上の支援内容などを周知し、育児休業の積極的な取得を促すとともに、労働環境の整備を推進するため、市内の企業等に対して様々な働きかけを積極的に行っていく。

平成27年度からの5年間で、目標値である1.6を達成するためには、平成26年度の出生数が350名であることから、最終年度において、現状より70名から80名程度の増加を見込まなければならぬものと考えている。

また、先ほども触れたが、男性の育児休業取得について、どのような考えをもっているのか、お聞かせ願う。

●2回目の質問

先ほどの答弁の中、総合戦略で掲げた内容を中心に積極的に施策を推進していくことで、「子育てしたいまちNO.1」を目指して参る、とあるように、大変素晴らしい施策を展開なされていることが分かる。

しかし、行政だけが積極的に推し進めるには、やはり財政面において限界がある。そこで、一般の企業のみならず、富士吉田市をバックアップしていただきながら、この合計特殊出生率1.6を目指していくことも目標を達成するために必要であると考ええる。

そこで、いろいろと調査すると、男性の育児休業をなかなか取得できないなど子育て世代には、厳しい環境のもとで働いている現状がある。やはり働きやすい職場環境を整備する必要があります。また、この職場環境の整備については、子育て世代だけでなく、今後問題となる介護離職を防ぐ効果も期待されている。

いったん、家族の中に介護が必要とされる人がいると在宅介護が将来主流になっていくとされているので、その家族の方に負担が重くなる。その結果、家族の中に介護を必要とする人がいる世代の人たちが職場を離れざるを得ない状況になる。これは会社にとっても大変不利益を生じてしま

う結果になり、税金にも影響する可能性もある。これらの課題をクリアするために、国としても、ワークライフバランスやイクボスといった職場環境を整備していくことを推し進めているところである。これに対し、地方自治体や大手企業を中心に、このワークライフバランスやイクボスの考え方を取り入れて実施しているところも少しずつあらわれてきた。

市長の所信の中において、若い世代の希望をかなえる環境づくりの推進を基本目標に掲げている。

そこで、合計特殊出生率1.6を目指して、先程申したとおり、オールふじよしだでこの課題に対し、取り組まれてはどうか。

また、地方においては、大企業に匹敵する行政の皆さんが率先して、このワークライフバランスやイクボスを取り入れた職場環境を整えてみてはどうか。

●2回目の市長答弁

まず、合計特殊出生率1.6を目指して、オールふじよしだで取り組むことについてであるが、仕事と子育ての両立を支援するための法制度については、様々な面から整備されているところであるが、その制度を活用する労働環境がまだ整っていないことが現状であると捉えている。

仕事と子育ての両立を支援するための法制度や本市の将来的な人口ビジョン、地域創生総合戦略について御理解いただき、労働環境の整備に取り組んでいただくよう、富士吉田市男女共同参画推進会議で行う出前講座や企業懇話会等を通じて、市内の企業等に積極的に働きかけ、企業、市民、行政などが協力連携した「オールふじよしだ」の体制で取り組んでいく。

次に、行政が率先してワークライフバランスやイクボスを取り入れた職場環境を整備することについてであるが、「ワークライフバランス」については、平成19年12月に、内閣府は、経済界・労働界・地方公共団体等と合意する中で、「仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランス憲章」を策定し、機運の醸成や環境整備などへの促進支援策に取り組んでいる。

また、「イクボス」については、職場で共に働く部下のワークライフバランスを応援するため、「両立しやすい環境の整備に努める上司」であると認識している。

さらに、本年4月からは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、労働者が300人を超える事業主においては、男女の育休の取得率などを踏まえた特定事業主行動計画に基づき、職業と

家庭生活の円滑な両立を可能にする職場環境の構築に取り組んでいくこととしている。

本市においても、この行動計画に基づき、「ワークライフバランス」及び「イクボス」宣言などを見据えた、働きやすい職場環境の整備を行っていく。

②若い世代に向けた公共住宅の供給について

●1回目の質問

公営住宅ということで一般の方と同様の手続きが必要であるとし、今も同様の手続きが必要でそれは変わりなく実施されている。

そんな中、次年度の予算に際して上吉田地区内において、公営住宅の建て替え等の予算が計上されている。一方、本市では、この課題については、新婚世帯などの経済的負担を軽減し市内への定住を促進するとともに、活力ある地域社会の形成を図るため、定住促進奨励金制度をスタートさせたばかりだが、その反響はいかがなものか。

定住促進奨励金制度についてどのような問い合わせがあったのか、この制度自体の反響をお聞かせ願う。

●1回目の市長答弁
本市の定住促進事業につ

いては、本年度からスタートした。

昨年4月には、「富士山のふもと・富士吉田での暮らしの様子や移住に関するサポート情報をお伝えすることを通じて、富士吉田に行きたい・住みたいと思う皆さんの頼れる相談窓口となること」をコンセプトに、ふじよしだ定住促進センターを開設し、また、昨年5月には、公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会と協定を締結し、「空き家・空き店舗バンク」を開設した。

さらに、新婚世帯などの経済的負担を軽減し、市内への定住を促進するとともに、活力ある地域社会の形成を図るため、定住促進奨励金制度を新設し、関係補正予算を昨年6月議会において議決いただいたところである。

具体的な定住促進奨励金制度の反響や問い合わせについては、まちづくり部長をして答弁いたさせる。

●1回目のまちづくり部長答弁

定住促進奨励金制度については、6つの奨励金で構成されており、新婚世帯の家賃を補助する1つ目の「新婚世帯家賃支援奨励金」については、現在44件の方が利用されており、その内46人の方が市外から転入している。

2つ目の空き家、空き店舗の利用に対して家賃を補

助する「中古物件利用者家賃支援奨励金」については、住居で1件、店舗で6件の利用があり、4人が転入すると共に、空き店舗を活用しての起業につながっている。

3つ目の新築物件の購入に対して購入費の一部を補助する「新築物件取得支援奨励金」については、1件の利用があり、子育て期の家族3人が転入している。

4つ目の家賃支援を受けている世帯、又は物件取得支援を受けている世帯の主たる生計維持者が遠距離通勤をしている場合、交通費の一部を補助する「遠距離通勤支援奨励金」については、2件の転入者が利用している。

5つ目の「空き家・空き店舗バンク」に登録された物件を利用し改修を行う費用の一部を補助する「中古物件改修支援奨励金」については、住居で2件、店舗で5件の利用があった。

6つ目の中古物件の購入に対して購入費の一部を補助する「中古物件取得支援奨励金」については、現時点での利用はない。

●2回目の質問

第1標題でも紹介した長野県の下條村では、1997年度から、若者向けの村営住宅の建設を開始しているが、一定の入居条件がある。

例えば、家賃を格安（2LDKで3万3千円）にしていることで、子持ちか結婚予定者には、村の行事への参加と消防団加入も条件とし、今もこの事業は継続中だそうである。

このような取り組みを、本市の定住促進奨励金制度を活用するにあたり、地域のために積極的に参加することを条件に加えても一考かと思う。

また、子育て世代の皆さんは、子どもたちが騒いで迷惑をかけるなどの理由から近隣の皆さんに対して、とても気を使っている現状が伺える。子育て世代のみなさんが集まり、ある一定期間、その地域で暮らせる場所を提供し、富士吉田の魅力を知っていただくことも定住促進の第一歩ではないかと思う。

ご承知のとおり、明見地区は、里山を活かした景観を保全している。だからこそできる環境を生かした公営住宅の提供ができれば、都会からの移住者を受け入れることが可能であり、子育て支援の施設の建設も計画されている。

そして今、各地区で活発に動き始めている自主防災会では、最も重要なことは近所のコミュニケーションである」と明言している。また小見見地区では、社協を中心に登校時にはスクールガードを積極的に行っ

ており、地域で子どもたちを見守る体制も整ってきた。以上の点を踏まえて、自然を生かし、昔ながらの風習が残る地域で安心して子育てができる環境を提供し、移住者の皆さんの受け入れも視野に入れた、若い世代に向けた公共住宅の供給について、どのようなお考えであるのか当局の見解をお聞かせ願う。

また、本市が行っている定住促進奨励金制度に、地域貢献を積極的に行うことを条件に加えてみてはどうか。

●2回目の市長答弁

明見地区への若者向け公営住宅の供給についてであるが、本市の老朽化した既存公営住宅の用途廃止の推移・動向等を見据える中、地域の特徴とバランスを考慮し、今後検討していく。

次に、定住促進奨励金制度に地域貢献を積極的に行うことを条件に加えることについてはあるが、現時点では、移住を希望する若い世代に、地域貢献などの条件は付さず、住所要件など、移住定住の意思を最大限に尊重した制度として、定住促進奨励金制度を運用していく。

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね6月中を予定しています。

市政一般質問

3月

《抜粋》

及川 三郎 議員



富士山火山対策について

1回目の質問

先般、県が富士山火山噴火時の避難計画を発表し、これまでの火山対策に関する中でも、早急な計画を求められていた、富士山火山噴火時における富士五湖地域住民の広域避難計画の大幅が示された。

富士山火山噴火については、噴火の規模や場所、火山灰や火砕流、そして溶岩の流出や融雪泥流などの事象が沢山あり、それによる正確な情報や避難時の行動と避難先など、数多くの課題が山積していることは言うまでもない。
広域避難計画には、今後さらに詳細な計画が示され

ていくものと期待をしているが、今回、県が発表した市民の避難に関して、本市の考え方を伺います。

本市では、最大5万人の避難者と見込んでいるが、その5万人の避難計画を詳細について伺います。

次に、本市を訪れている観光客等の方々に対する避難計画をお聞かせください。

次に、本市は年度内に自治会ごと避難する施設を示した避難マップを作成すると言いますが、詳細についてお聞かせください。

続いて、梨ヶ原演習場地内にある「雁の穴」周辺のことに、昭和7年に、国の天然記念物として指定されている「雁の穴」は、溶岩洞穴、溶岩樹形とも言われているが、数年前、専門家から、「雁の穴」周辺が火山の割れ目火口であるという研究結果が発表された。

上吉田地区市街地から約1kmほどの近い場所にあり、「雁の穴」周辺の割れ目火口に対する本市の考え方や、今後の対策等についてお聞かせください。

1回目の市長答弁

まず、市民の避難方法についてであるが、火口に近い所からエリアごとに、原則として自家用車により県内へ順次避難することとなっている。

また、要支援者は、基本的には家族、親戚、自治会、自主防災組織等の避難支援等関係者の支援により、避難することとなっているが、それでも避難できない方々のために、山梨県において、その後、山梨県バス協会やトラック協会等との災害時の避難者の輸送に関する協定等を締結し、一括要請を行い、輸送車輛を確保することとなっている。

また、避難ルートについては、新倉南線を経由し、新御坂トンネル・若彦路トンネルを通るルート、また、河口湖インターチェンジや国道139号から都留インターチェンジを経由し、中央自動車道を利用するルート等を考えているが、近隣町村との兼ね合いもある中で、今後、警察署等も含めた中で、調整を行っていく。

次に、本市を訪れている観光客に対する避難計画についてであるが、富士山においては、既に平成24年6月に富士山火山防災対策協議会を立ち上げ、登山者及び観光客への情報伝達に関する富士山広域避難計画が策定されているが、今後において、避難対策に関し

て策定していくこととなっている。

次に、広域避難マップの作成についてであるが、今年度中に自治会ごとに避難先を示した広域避難マップを作成し全戸配布を行うっていく。

次に、「雁の穴」周辺の割れ目火口に対する本市の考え方と今後の対策についてであるが、富士山火山対策室を設置後、これまでに複数回、富士山科学研究所の荒牧顧問や藤井所長、火山研究者の方々とともに現地調査を行って参ったが、「雁の穴」周辺の場所が火口であると証明するには至っていないのが実情である。

「雁の穴」周辺に火口があると確定した場合、市民の皆様に対する安心・安全を確保するためにも、富士山科学研究所の調査結果を待つばかりではなく、「雁の穴」周辺に火口があると想定した対策を準備するとともに、新たな試みとして、山梨県砂防課の富士山火山監視専用ネットワークを活用する中、少しでも早く確実な情報を収集し、避難計画に反映させていく。

政府の中央防災会議で、火山災害が予想される都道府県や市町村を指定し、本市も含まれていることは承知しており、本市は協議会も設置済みで、火山防災対

策も他市町村より進んでいると認識している。

本市市民の避難先が甲府市を含む5つの市と発表され、自治会ごとに避難することも解ってきた。

観光客等の避難計画は、国から指定された8市町村との協議の中で策定していくことも理解できる。

市民最大5万人の避難者は、バス等で避難する要支援者の方々と自家用車に分かれて避難することも解ったが、以前私の質問で、広域避難計画の中に県外市町村への避難計画の考え方を示していたが、本市市民が県外への避難計画の進捗状況についてお聞かせください。

今回、自治会ごとの避難先を示した避難マップを年度内に作成し、全戸配布とご答弁であるが、以前、「わが家の防災チェック」という冊子を再編して、配布していくとの考えをお示しいただいているが、その全戸配布の避難マップとの関連についてお聞かせください。

広域避難計画の中に避難訓練の実施が盛り込まれることと推測しているが、富士北麓市町村の富士山火山防災協議会会長の立場である堀内茂市長は、この広域避難を成功させなければならぬ立場であり、この広域的避難訓練の積み重ねが大事だと思いが、堀内市長の考え方を伺います。

2回目の市長答弁

まず、市民の広域避難計画における県外への避難計画の進捗状況についてであるが、火山活動等の状況により、隣県への避難が必要となった場合には、山梨・静岡・神奈川三県が相互に協力し、避難者の受け入れを行うことになっており、また、火山噴火と大地震が連続で起こる複合的な災害が発生した場合には、他の都県への避難者受け入れの確保についても検討を行うこととなっている。

次に、「わが家の防災チェック」と富士山広域避難マップとの関連についてであるが、再編・改訂した「わが家の防災チェック」、及び新たに作成する富士山広域避難マップについては、本年度、全戸配布を行うっていく。

次に、広域避難計画における避難訓練についてであるが、本市の総合防災訓練においても富士山噴火を想定した避難訓練を実施するとともに、富士山火山広域避難計画に基づく山梨県及び近隣町村、受入市との合同避難訓練も視野に考えていく。

防災力の強化について

1回目の質問

大災害時などに住民が最も頼りにしている情報源として、防災行政無線があるが、その防災行政無線の市内難聴地区等への整備強化を何度となく訴えてきた。

市内難聴地区への防災ラジオは引き続き整備する考え方と、防災行政無線のデジタル化整備計画の進捗状況についてお聞きする。

次に、本市の防災に関係する方々の任期について、本市の消防団長含む本団員は4月からの任期、同じ消防団でありながら地域の正副分団長の任期は11月から始まる。

各地区自治会長さんは、自主防災会会長を兼ねている地区が多く、任期は1月から始まり、自治会の各班长さんも自治会長さんと同じ任期である。

その組織団体を事務的に統括指導している、市職員の人事異動は当然4月である。

その防災に携わる方々の就任時期に防災力の盲点があると感じている。

これまで消防団本団と地域の分団と各地区の自治会長の就任時期を同一にすべきと、何度となく質問と提案をしてきたが、今だに進

展は見えてこない。災害の対策強化に、これで万全だという考え方は危険と言われており、防災対策や減災対策は身近で、今できることから早急に取り組むべきと考えるが、堀内市長の考え方を改めてお聞きする。

1回目の市長答弁

まず、防災行政無線の難聴地区への対応状況についてであるが、防災行政無線が聞き取りにくい、いわゆる難聴地域にお住まいの市民の皆様に対しては、防災ラジオの配備による情報伝達を実施しており、現在において、該当する皆様からの要請により柔軟に対応している。

次に、防災行政無線のデジタル化についてであるが、本市においては、5年前に発生した東日本大震災では有効な情報伝達手段として活躍したのがコミュニティFMであったことから、調査研究を重ね、民間事業者の皆様と協働する中で、先月、FM富士五湖が開局したところである。

現在、使用中のアナログ防災行政無線も老朽化しているの、近い将来、ケーブルと屋外拡声子局を媒体とする方式とコミュニティFMを併用した形態での更新を進めていく。

次に、防災に関連する方々の任期についてであるが

、そのスタート時期を4月に統一することについて自治会連絡協議会に投げかけ、協議・検討していただきたい経緯があり、結果として賛同されなかった。

このようなことから、災害対策を統括する行政としては、消防団員の確保対策や自主防災会のより効果的な運営方法等も含め、いずれの団体も、より機動的かつ効率的に機能するよう、積極的にサポートして参るとともに、共助の力をより効果的に結集させるためには、どのような運営形態が望ましいのか、引き続き関連団体等の意見を拝聴しながら、検討して参りたいと考えている。

2回目の質問

総務省は全国自治体で、現在使用しているアナログ防災行政無線をデジタル化に切り替えるよう推進しているが、デジタル化方式を見送って行う本市のシステムに、どんな利点があるかを含めて、本市の考え方をお聞きする。

さらに、そのシステムの仕組みについて、もう少し解りやすい説明をしていたきたいこと、このシステムはいつ頃から運用できるのか併せてお伺いする。

また、緊急時に最優先で発信される、全国瞬時警報システム「Jアラート」運用に影響はないのか、お聞きする。

私は、関連団体のスタート時期を4月に統一することについて、長く訴え続けているが、それには、防災力の強化という点はもちろんだが、別の視点から見ても市民の皆様や行政側に理解していただきたいと思っております。

自治会長に関しては1月就任以降、自主防災会会長として地域防災や自治会運営で、市担当課に相談や協議を継続しつつ、4月以降に市担当課を訪れると、4月の人事異動で職員が替わっており、それまで続けてきた協議が遅れがちになるという話を聞く。

また、社会福祉協議会に参画している自治会長の任期についても、社会福祉協議会が年度事業であるため、自治会長退任後も3月まで席を置く自治会長や、任期とともに辞められる自治会長もいる状況で、その任期が統一されていない状況も聞く。

消防団にあつては、山梨県内全て任期は4月からで、以前、山梨県から本市の消防団に対して、本団と分団の任期を統一するようにとの指導があつたと認識している。

分団長にあつては、適任者と思ひお願ひするも、4月に会社内での人事異動によつては地元にはいられず、地域貢献できないとの理由

で断られるケースもあつた。市の予算は4月からで、11月に分団長、その2カ月後に自治会長が就任するも、時期的に自治会の予算執行が新規に始まる時期であることから、消防団活動等に支障をきたしている状況も聞く。

これまで堀内市長には、関連団体の任期のスタート時期を4月に統一することについて、ある程度の理解を示して対応していただいたと認識しているが、改めて、その任期を統一にする考え方と、関係する方々への対応についてお聞きする。

2回目の市長答弁

まず、デジタル化を見送る新しいシステムを導入する考え方についてであるが、国が推進するデジタル化と比較して、より費用対効果が高く、機能も同等以上と見込めることから、CATVケーブルと防災行政無線の屋外拡声子局を媒体とする方式と、コミュニティFMを併用するシステムを導入して参りたいと考えている。

次に、この新しいシステムの仕組みについてであるが、システム導入に向けての環境面については、市役所内にある安全対策課の無線室とケーブルテレビ会社は、既に光ファイバーケーブルで繋がっており、今後、さらに予備の回線を敷設し、

不測の事態においても放送ができる環境を構築していく予定である。

さらに、これまでの防災行政無線は、屋外拡声子局からの放送のみであつたことから、豪雨などには、放送が聞こえない等の課題があつたので、新しいシステムでは、専用の受信機を配布することも検討している。

次に、新しいシステムの運用の時期についてであるが、国の動向等を勘案する中で、その導入に向け、できるだけ早い時期に導入して参りたいと考えている。

次に、新しいシステムを導入した場合のJアラートへの影響についてであるが、一昨年、運用試験を実施した結果、問題なく作動することを確認している。

次に、防災に関連する団体の後任者選びについてであるが、各団体において、後任者選びに苦慮されていることは承知している。

本市としては、自治会や自主防災会、さらには消防団等と連携を強化して参るとともに、いずれの団体もより機動的かつ効率的に機能するよう、積極的にサポートしながら、共助の力をより効果的に結集させるためには、どのような運営形態が望ましいのか、引き続き関連団体等の意見を拝聴しながら、検討して参りたいと考えている。

委員会の審査から

予算特別委員会
文教厚生委員会

総務経済委員会
建設水道委員会

予算特別委員会

平成28年度一般会計、

まず。

特別会計、事業会計など、合計9会計の予算を審査するため予算特別委員会を設置し、次のとおり構成され、3日間委員会を開催し慎重に審査が行われました。

委員長 渡辺 孝夫
副委員長 羽田 幸寿
委員 渡辺 利彦
渡辺 幸寿
小俣 光吉
前田 厚子
宮下 宗昭
渡辺 新喜
鈴木 富蔵
渡辺 大喜

一般会計

本案は、平成28年度富士吉田市一般会計予算であります。予算総額は、215億8千万円で、前年度当初予算に比べ8.7%の増加となっております。

主な歳入については、市税のうち個人市民税・固定資産税・軽自動車税等については増加が見込まれるものの、法人市民税・市たばこ税等では減少が見込まれるため、全体において前年度当初予算に比べ0.8%増の62億2400万円余りが計上されております。また、地方交付税については、前年度と同額の31億5千万円が計上されております。

このほか、国・県支出金として35億2800万円余り、分担金及び負担金として10億9400万円余り、市債として25億3100万円、その他の収入として50億5100万円余りが計上されております。

また、歳出については、

第5次総合計画の8つの体系に沿って、第1章安心で健やかな暮らし環境の確保」に66億7200万円余り、第2章恵み豊かな自然の享受と継承」に12億5500万円余り、第3章「安全で快適な暮らし環境の構築」に34億4千万円余り、第4章活力ある地域経済社会の構築」に5億3800万円余り、第5章「市民文化の形成」に3億5700万円余り、第6章「豊かな人間性の育成」に28億800万円余り、第7章「世界に開かれたまちの形成」に1億3200万円余り、第8章「市民と行政の役割分担」に63億7400万円余りがそれぞれ計上されており、第5次総合計画の将来都市像として掲げている「富士の自然と文化を活かし、ともに築く自立と創造のまち 富士吉田」の実現に向けての予算として、妥当と認められます。

ので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、歳入の審査の中で、法人市民税の予算が減少している中で、国の制度を踏まえつつ、市独自の取り組みとして企業誘致に力を入れて企業数を増やすなど法人市民税の予算が増加していくような施策を展開してほしいとの要望がありました。

地方創生推進交付金について、本市のまちづくり等の事業において計画実行、検証、見直しの過程を通して、市の活性化につながるよう事業の成果を上げていただきたいとの要望がありました。

富士山保全協力金補助金については、その使用に当たっては、新規事業ばかりでなく既存の事業にも充当することができるよう、また、富士山協力金の徴収については、徴収場所等を工夫し登山客からの徴収率を前年以上

に上げていくよう県等に働きかけてほしいとの要望がありました。

ふるさと振興基金に関して、前年度よりも大幅な予算増となっているが、今後もふるさと納税に係る事業は、本市の産業振興の促進にもつながるので返礼品を充実させるなど事業の拡充をお願いしたいとの要望がありました。

また、歳出の審査の中で、国際交流事業について、外国人観光客の増加が予測される中、市民の英会話教育を拡充していただきたいとの要望がありました。

産業会館の解体工事後の駐車場整備において、屋根付の通路を設置して来庁者の利便性を確保してほしいとの要望がありました。また、NTT所有の建物の賃借に伴い、今後の本庁舎活用の将来的な構想をこの5年間で検討してほしいとの要望がありました。

総務経済委員会

審査案件

議案第10号

富士吉田市議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定について

議案第11号

富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第12号

富士吉田市税条例の一部改正について

議案第13号

富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第14号

富士吉田市保健師、助産師、看護師、准看護師、臨床工学技士等修学資金貸与条例の一部改正について

議案第15号

富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について

議案第16号

組織振興施設富士吉田市立産業会館の設置及び管理に関する条例の廃止について

議案第17号

富士吉田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

議案第22号

山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第24号

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第25号

富士吉田市行政不服審査会設置条例の制定について

議案第26号

富士吉田市法務専門職員等の任用等に関する条例の制定について

々介護が社会問題化している中、在宅サービスの充実を図りながら、今後、介護入所施設の整備を進めてほしいとの要望がありました。

市立病院事業会計では、審査の中で、病床数の削減が県の構想として発表されている中、病床数を維持させる方向で検討してほしいとの要望がありました。

水道事業会計では、審査の中で、人口の減少や市民の節水意識向上などで、給水収益が年々落ち込んでいく状況の中、配水管等の老朽化に伴う更新等の課題を踏まえ、アセットマネジメントの策定を通して、将来的にも現状の安心安全な水道水の供給を維持できるように取り組んでほしいとの要望がありました。

周辺の整備に関して、完成が遅れているようであるが、現状の通行に支障を来たさないように早期に完成させてほしいとの要望がありました。

学校教育に関して、世界各国から多くの来訪者が予想される中、小・中学生の英会話力の強化や、郷土の歴史・文化教育を通して世界の国々の人々と交流がもてるような人材育成に取り組んでほしいとの要望がありました。

観光パンフレット作成時には、今後、障害者用トイレの明示をしていたほしいとの要望がありました。

一部工業団地の稼働が進まないようであるが、情報提供等に努めて全区画が稼働している状況になるよう調整してほしいとの要望がありました。

また、織物業の振興と関連が深い企業誘致に取り組んでほしいとの要望がありました。

（仮称）富士吉田北ス

生活保護費の支給において、不正受給がないように支給停止も視野に入れながら、厳しい指導を行うしてほしいとの要望がありました。

観光基本計画策定の際には、産業と観光を結びつけるような方策、また富士山の眺望を活かすような方策を検討して取り込んでほしいとの要望がありました。

（仮称）富士の郷食あいセンターの工事の工期延長について、ある一定の期間小中学校の給食業務が休止されることとなるが、父兄の負担を最低限なものとするよう休止期間を短くしていただきたいとの要望がありました。

個人番号カードの申請件数が少ない状況のようであるが、広報誌等で申請を呼びかけるなど積極的に市民に周知していただきたいとの要望がありました。

また、織物業の振興と関連が深い企業誘致に取り組んでほしいとの要望がありました。

（仮称）富士吉田北ス

「新世界乾杯通り」のまちづくり事業に関して、人を呼び込む方策として、新倉山浅間公園桜まつり等のイベントに訪れる観光客と連動させるような仕組みを検討してほしいとの要望がありました。

また、早期に看板等を設置して市民及び、観光客に対しての周知を図っていただきたいとの要望がありました。

（仮称）富士の郷食あいセンターの工事の工期延長について、ある一定の期間小中学校の給食業務が休止されることとなるが、父兄の負担を最低限なものとするよう休止期間を短くしていただきたいとの要望がありました。

個人番号カードの申請件数が少ない状況のようであるが、広報誌等で申請を呼びかけるなど積極的に市民に周知していただきたいとの要望がありました。

また、織物業の振興と関連が深い企業誘致に取り組んでほしいとの要望がありました。

（仮称）富士吉田北ス

議案第27号

富士吉田市長等の給与
条例の一部改正について

議案第28号

富士吉田市職員給与条
例の一部改正について

議案第29号

富士吉田市消防団員等
公務災害補償条例の一部
改正について

議案第30号

平成27年度富士吉田市
一般会計補正予算(第4
号)

議案第34号

富士吉田市議会議員の
議員報酬及び費用弁償等
に関する条例の一部改正
について

審査結果

本案は、「富士吉田市
議会の議決に付すべき事
件に関する条例」の制定
でありまして、地方自治
法第96条第2項の規定に
基づき、議会の議決に付
すべき事件に関し、必要
な事項を定めるため、所
要の規定を整備するもの

であり、妥当と認められ
ますので、原案のとおり
可決すべきものと決しま
した。

本案は、「富士吉田市
職員の勤務時間、休暇等
に関する条例」の一部改
正でありまして、「学校
教育法等の一部を改正す
る法律」の施行により、
現行の小・中学校に加え
、小学校から中学校までの
義務教育を一貫して行う
「義務教育学校」が新た
な学校の種類として規定
されることに伴い、早出
遅出勤務の対象職員とし
て、「義務教育学校」の
前期課程に就学している
子供を扶養している者を
追加する等のため、所要
の改正を行うものであり、
妥当と認められますので、
原案のとおり可決すべき
ものと決しました。

本案は、「富士吉田市
税条例」の一部改正であ
りまして、固定資産税及
び都市計画税に係る前納
報奨金制度について、平

成29年度分から廃止する
ため、所要の改正を行う
ものであり、妥当と認め
られますので、原案のと
おり可決すべきものと決
しました。

なお、審査の中で、固
定資産税及び都市計画税
に係る前納報奨金制度が
平成29年度から廃止され
ることについて、住民へ
の周知徹底をお願いした
いとの意見がありました。

本案は、「富士吉田市
国民健康保険税条例」の
一部改正でありまして、
「富士吉田市税条例」の一
部を改正する条例」の施
行に伴い、徴収猶予につ
いて、富士吉田市税条例」
の規定を適用するため、
所要の改正を行うもので
あり、妥当と認められま
すので、原案のとおり可
決すべきものと決しまし
た。

本案は、「富士吉田市
保健師、助産師、看護師、
准看護師、臨床工学技士
等修学資金貸与条例」の

一部改正でありまして、
「地域の自主性及び自立
性を高めるための改革の
推進を図るための関係法
律の整備に関する法律」
における「保健師助産師
看護師法」等の一部改正
により、看護師等養成所
の指定・監督権限が厚生
労働大臣から都道府県知
事に移譲されたことに伴
い、従来の指導要領が廃
止され、新たに山梨県の
指導要領が制定されたこ
とにより、引用する条文
を変更するため、所要の
改正を行うものであり、
妥当と認められますので、
原案のとおり可決すべき
ものと決しました。

本案は、「富士吉田市小
口資金融資条例」の一部
改正でありまして、利子
補給率70%で実施してき
た利子補給について、50
%に引き下げるため、所
要の改正を行うものであ
り、妥当と認められます
ので、原案のとおり可決
すべきものと決しました。

なお、審査の中で、社
会情勢や経済状況を分析
し、市場を見極めながら、
あらゆる中小企業支援策
の検討をしていただきた
い旨の要望がありました。

本案は、「織物業振興施
設富士吉田市立産業会館
の設置及び管理に関する
条例」の廃止でありまし
て、富士吉田市立産業会
館を閉館し、その後解体・
撤去することから、本条
例を廃止するものであり、
妥当と認められますので、
原案のとおり可決すべき
ものと決しました。

本案は、「富士吉田市消
費生活センターの組織及
び運営等に関する条例」
の制定でありまして、「不
当景品類及び不当表示防
止法等の一部を改正する
等の法律」における「消
費者安全法」の一部改正
に伴い、消費生活センタ
ーの組織及び運営に関す
る事項等を定めるため、
所要の規定を整備するも
のであり、妥当と認めら
れますので、原案のとおり
可決すべきものと決しま
した。

本案は、「山梨県市町
村総合事務組合規約」の
変更でありまして、競争
入札に参加する者に必要
な資格の審査に関する事
務を山梨県市町村総合事
務組合で新規に共同処理
することとする山梨県市
町村総合事務組合規約の
変更のため、地方自治法
第286条第1項の規定
による構成団体の協議を
行うに当たり、同法第2
90条の規定により議会
の議決を求めるものであ
り、妥当と認められます
ので、原案のとおり可決
すべきものと決しました。

本案は、「行政不服審査
法等の施行に伴う関係条
例の整備に関する条例」
の制定でありまして、「行
政不服審査法」及び「行
政不服審査法の施行に伴
う関係法律の整備等に関
する法律」の施行に伴い、
不服申立てを審査請求に

必要と認めら
れますので、原案のと
おり可決すべきものと決
しました。

一元化する等のため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市行政不服審査会設置条例」の制定でありまして、「行政不服審査法」第81条第1項の規定に基づき、富士吉田市行政不服審査会を設置するため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市法務専門職員の任用等に関する条例」の制定でありまして、「行政不服審査法」第9条第1項の規定に基づき、富士吉田市法務専門職員を任用する等のため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市

長等の給与条例」の一部改正でありまして、人事院及び山梨県人事委員会における本年度の勧告並びに公務員給与の改定等に鑑み、特別職の期末手当を引上げるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市職員給与条例」の一部改正でありまして、人事院及び山梨県人事委員会における本年度の勧告並びに公務員給与の改定等に鑑み、並びに「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」の施行等に伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市消防団員等公務災害補償条例」の一部改正でありまして、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基

本案は、「富士吉田市

準を定める政令の一部を改正する政令」の施行に伴い、厚生年金保険法による障害厚生年金等が支給される場合の傷病補償年金、休業補償の額に乘じる調整率を変更するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成27年度富士吉田市一般会計補正予算第4号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ5億8127万8千円を追加し、総額を207億2156万円とするものであります。

歳入では、民生費国庫補助金1億4936万6千円、前年度繰越金1億1990万4千円、指定

付金支給事業費1億49

36万6千円、土地開発公社経営健全化基金積立金8719万円、一般職給、職員手当等の人件費7481万7千円等を増額するものであります。また、広聴広報活動推進事業外9件、3億8024万7千円を繰越明許費とし、債務負担行為として、富士吉田市観光基本計画策定業務委託料432万円を追加するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、歳出でのまちづくり事業の中心市街地活性化プロジェクト業務において、桜の開花時期に忠霊塔に訪れる多くの観光客を新世紀乾杯通りに呼び込むような対策を講じていただき、また、夏に完成予定

の新世紀乾杯通りを一日でも早く完成させていた

ました。

本案は、「富士吉田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部改正でありまして、人事院及び山梨県人事委員会における本年度の勧告並びに公務員給与の改

定等に鑑み、市議会議員の期末手当を引上げるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

文教厚生委員会

審査案件

議案第18号

富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例の一部改正について

審査結果
本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」の一部改正でありまして、国の施策に伴い、年収360万円未満相当の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料化とする等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認

議案第33号

平成27年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算(第2号)

議案第19号

富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

議案第21号

住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

議案第32号

平成27年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第32号

平成27年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第32号

められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例」の一部改正でありまして、中学3年生までの重度心身障害者に対する助成金の支給方法を自動還付方式から窓口無料方式に変更するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法についてでありまして、今回、小明見・向原地区について、「街区方式」の方法により住居表示を実施しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

別会計補正予算第2号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ1億1178万5千円を追加し、総額を67億1497万6千円とするものであります。

歳入では、財政調整基金繰入金9506万8千円、一般会計繰入金4049万3千円、財政調整交付金3千万円等を増額し、保険財政共同安定化事業交付金6409万8千円を減額するものであります。

歳出では、保険財政共同安定化事業拠出金6549万4千円、一般被保険者療養給付費3千万円、高額医療費拠出金1553万5千円等を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

万1千円を追加し、総額を1億6163万7千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金105万1千円を増額するものであります。歳出では、一般職給、

職員手当等の人件費105万1千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

歳入では、一般会計繰入金46万1千円を増額するものであります。

歳出では、一般職給、職員手当等の人件費46万1千円を増額するものであり、妥当と認められます。

建設水道委員会

審査案件

議案第20号

市道の認定について

議案第31号

平成27年度富士吉田市

下水道事業特別会計補正

予算(第2号)

審査結果

本案は、市道の認定でありまして、地域住民の利便性を確保するため、

新屋西線を市道認定しようとするものであり、妥当と認められますので、

原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審議の中で、新屋西線の工事は、国土交

通省と協議し、新屋交差点工事に先行して、進めていただきたいとの意見

がありました。

本案は、平成27年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算第2号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ46万1千円を追加し、総額を14億2813万8千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金46万1千円を増額するものであります。

歳出では、一般職給、職員手当等の人件費46万1千円を増額するものであり、妥当と認められます。

ので、原案のとおり可決すべきものと決しました。



(賛成 / 反対 / 欠席 / 賛成討論者 / 反対討論者)

議案番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺孝夫	渡辺利彦	戸田元	及川三郎	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	桑原守雄	小俣光吉	渡辺貞治	秋山晃一	前田厚子	羽田幸寿	勝俣大紀	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	渡辺大喜	審議結果
議案第23号	平成27年度富士吉田市一般会計補正予算(第3号)	2/29 即決					-																可決
議案第24号	行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務経済					-																可決
議案第25号	富士吉田市行政不服審査会設置条例の制定について	総務経済					-																可決
議案第26号	富士吉田市法務専門職員の任用等に関する条例の制定について	総務経済					-																可決
議案第27号	富士吉田市長等の給与条例の一部改正について	総務経済					-																可決
議案第28号	富士吉田市職員給与条例の一部改正について	総務経済					-																可決
議案第29号	富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	総務経済					-																可決
議案第30号	平成27年度富士吉田市一般会計補正予算(第4号)	総務経済					-																可決
議案第31号	平成27年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	建設水道					-																可決
議案第32号	平成27年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	文教厚生					-																可決
議案第33号	平成27年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算(第2号)	文教厚生					-																可決
議案第34号	富士吉田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務経済					-																可決
議案第35号	工事請負変更契約の締結について(平成26・27年度防衛関係事業(8条次明見下の水線改良舗装工事(1工区)))	3/17 即決					-																可決
議案第36号	活火山防災対策の強化を求める意見書について	3/17 即決					-																可決
選挙第1号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙について	指名推薦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
選挙第2号	富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について	指名推薦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

委員会に付託された議案等の内容については、“委員会の審査から”をご覧ください。
報告案件・即決案件の内容については、“報告案件・即決案件の内容”をご覧ください。

有
料
廣
告

家族の自転車事故も
『富士火災』の自動車保険なら安心です



自転車を取り巻く事故は、一般的に
3パターンの事故が想定されます

自分がけがをする
他人にけがをさせる
他人の物を壊す



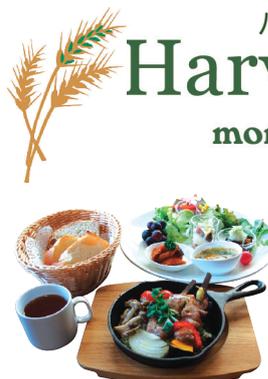
東京海上日動火災/富士火災/共栄火災/東京海上日動あんしん生命

代理店 **荒井損害保険企画**(松山)

地ビールが楽しめるカフェレストラン
ハーベステラス

Harvesterrace

mont-bell food service



道の駅富士吉田
ふじやまビール内

<http://www.fujiyama-beer.com/>

富士吉田市新屋1936

0555-22-3655

フジサンロクゴー

有
料
廣
告